第43号議案

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和7年3月3日提出

芦屋市長 髙 島 崚 輔

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市の非 常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算 額を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(補償基礎額)	(補償基礎額)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9,700円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができ

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、9,100円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができ

改正後

る。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき21 7円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

$(1)\sim(6)$ (略)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

別表

補償基礎額表 (第5条関係)

	階級	勤務年数			
		10年未満	20年以上		
			20年未満		
	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	
	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円	
	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円	
İ					

改正前

る。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく、主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。

$(1) \sim (6)$ (略)

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>(以下この項において「特定期間」という。)</u>にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。

別表

補償基礎額表 (第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上	20年以上
		20年未満	
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項、第3項及び別表の規定は、この条例の施行の 日以後に支給すべき事由の生じた芦屋市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」 という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同 条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)につい て適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同 日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

参照

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市の 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額 の加算額を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 非常勤消防団員に係る補償基礎額を次のとおり改定する。(別表関係)

	勤務年数					
階級	10 年未満		10 年以上 20 年未満		20 年以上	
	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行
団長及び 副団長	12,900円	12, 500 円	13,700円	13, 350 円	14,500円	14, 200 円
分団長及び 副分団長	11,300円	10,800円	12, 100円	11,650円	12,900円	12,500円
部長、班長 及び団員	9,700円	9,100円	10,500円	9,950円	11,300円	10,800円

(2) 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を9,700円(現行は9,100円)に、最高額を14,500円(現行は14,200円)に改定する。

(第5条第2項関係)

(3) 扶養親族のいる非常勤消防団員又は消防作業従事者等に係る補償基礎額の扶養 親族1人当たりの加算額を次のとおり改定する。(第5条第3項関係)

区	分	改正案	現行
配偶者		100円	217円
子	22歳に達する	383円	3 3 3 円
孫	日以後の最初の	217円	217円
	3月31日まで		
	の間にある者		

父母及び祖父母	60歳以上の者	217円	217円
弟妹	22歳に達する	217円	217円
	日以後の最初の		
	3月31日まで		
	の間にある者		
重度心身障害者		217円	217円

(4) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日
- (2) 改正後の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。